

第2編 震災編

附編 南海トラフ地震に係る周辺
地域としての対応計画

第1節 計画策定の主旨

(実施担当：各部、各関係機関)

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ巨大地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

白井市域は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域には該当せず、南海トラフ地震に伴う本市の震度は最大5強程度と予想されているが、南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴う社会的な混乱も懸念されている。

そこで社会的混乱及び被害を最小限にとどめることを目的として、南海トラフ地震に関する地震防災対策計画をここに別章として策定する。

ただし、基本的な防災活動に関する内容は震災編において策定した計画と重複しているので、ここでは気象庁からの南海トラフ地震関連情報を受けてから地震が発生するまで、又は南海トラフ地震関連情報が終了するまでの間の防災活動を中心に簡潔にまとめるものとする。

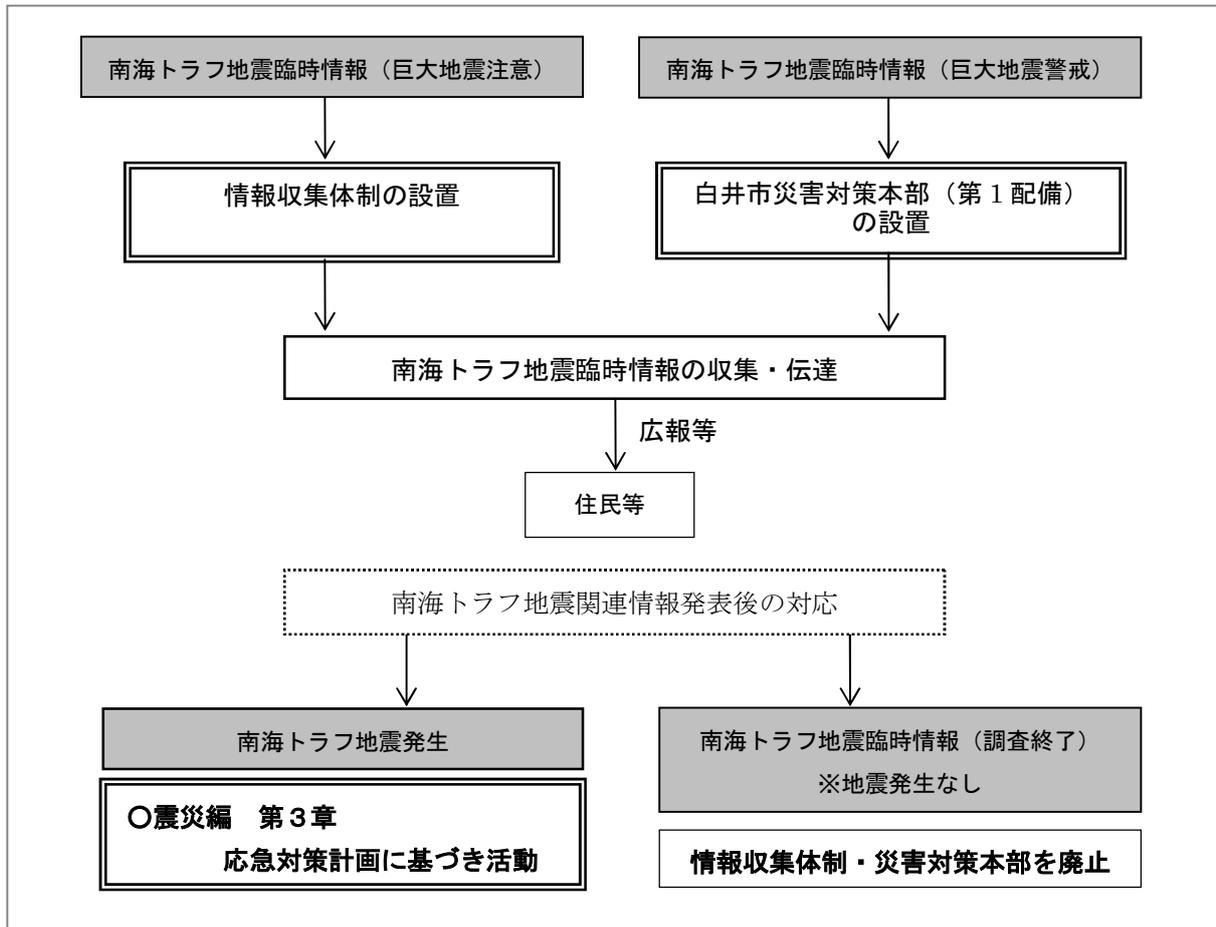
南海トラフ地震関連情報の種類と対応

情報名・発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	推進地域での防災対応
南海トラフ地震臨時情報	地震発生等から5～30分程度	(調査中) 下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	
	地震発生等から最短で2時間程度	(巨大地震注意) ○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等
		(巨大地震警戒) ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
		(調査終了) ○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
南海トラフ地震関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)	

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
 ※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁

が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

南海トラフ地震に関する活動の流れ



第2節 活動体制の確立

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報収集体制の設置	危機管理課
2. 白井市災害対策本部の設置	各班
南海トラフ地震関連情報が発表された場合に備え、市の取るべき防災体制等の必要な事項を定める	

1. 情報収集体制の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された時、情報収集体制を設置し、南海トラフ地震に備えた準備や情報の収集・伝達・警戒等に必要な活動を行う。

*活動の詳細は、震災編第3章「震災応急対策計画」第1節「災害応急活動体制」第1項に準じる。

2. 白井市災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時、市長は災害対策本部を設置し第1配備をとる。

(2) 災害対策本部の廃止

南海トラフ地震臨時情報（終了）が発表されたとき、災害対策本部を廃止する。

(3) 災害対策本部の設置場所・組織構成・運営／職員の動員・配備

*活動の詳細は、震災編第3章「震災応急対策計画」第1節「災害応急活動体制」第1項に準じる。

第3節 南海トラフ地震関連情報に伴う情報収集・伝達

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 南海トラフ地震関連情報の伝達	広報班・無線班
2. 広報活動	広報班・無線班
3. 広聴活動	情報受付収集班、広報班・無線班
南海トラフ地震関連情報の収集・伝達について必要な事項を定め、市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図り、落ち着きある行動を目指す。	

1. 南海トラフ地震関連情報の伝達

南海トラフ地震関連情報が発表されたときは、住民等については、市防災行政無線やしろいメール配信サービスを用いて伝達する。

2. 広報活動

南海トラフ地震関連情報の発表に伴う混乱を未然に防止し、南海トラフ地震の発生時の被害の軽減を図るため、住民等への広報活動について定める。

(1) 広報内容

ア 地震に関する一般的知識

- ・南海トラフ地震関連情報の意味等
- ・予想される地震が発生した場合の影響度等

イ 住民、事業所等が地震発生までに具体的に実施できる予防措置と行動の指針

ウ その他必要な事項

南海トラフ地震関連情報の発表時に広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】
(1) 市民が状況を判断できるための情報
① 南海トラフ地震関連情報の内容
② 流言飛語の打ち消し
(2) 住民等の災害予防措置の呼びかけ
① 出火予防呼びかけ（消火器の点検）
② 家具等の転倒防止措置を行うこと
③ テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること
④ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への旅行は避けること
⑤ 太平洋沿岸部、東海・西日本地方への電話連絡を自粛すること
【生活関連情報】
(1) 交通・道路情報
① 鉄道・バス等の運行情報（県内沿岸部など）
② 道路情報（県内沿岸部の交通規制・渋滞情報）

(2) 広報手段

市防災行政無線やメール配信サービス等を用いて、混乱防止と災害予防に主眼をおいて広報する。

3. 広聴活動

住民からの南海トラフ地震に関する問い合わせへの対応などの広聴活動を開始し、民生の安

定を図る。

(1) 広聴活動の留意事項

住民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

(2) 災害相談窓口の設置

ア 住民からの問い合わせなどに対応するため、「災害相談窓口」を開設する。

イ 災害相談窓口等で収集した情報は、即日集約を行い、対応策を検討する。